

建設・上下水道関係

件名	けやき台調整池となりの多目的広場について
内容	<p>本広場では、ドローン操作やペットの禁止の他、ボールを使う遊びが禁止されています。</p> <p>学校は家から遠く、陽が沈むのが早い時期は家の近くの多目的広場しか球技ができる場所はありません。</p> <p>これからの白井のために多目的広場のルールを変えていただけないでしょうか</p>
回答	<p>多目的広場を含む市内の公園では、サッカーの試合やシュート練習など、ボールがコントロールできず、他の人が危ないと感じる行いは「球技」として禁止しています。</p> <p>しかし、少ない人数でサッカーボールを使ったパス回しの練習やリフティングの練習など、自分でボールを安全にコントロールできる行いは「ボール遊び」として禁止していません。</p> <p>公園は赤ちゃんから大人まで、たくさんの方が利用しています。</p> <p>みんなが気持ちよく利用できるようルールを決めているため、球技禁止のルールを変えることは難しいですが、いただいたご意見を参考にしながら、みんなが利用しやすい公園づくりをしていきます。</p> <p>(関係課：都市計画課)</p>